

# よくある質問 目次

1.	<a href="#">補助事業について</a>	(本事業概要、申請締切日、補助対象条件等について質問したい)	01
2.	<a href="#">対象船舶について</a>	(簡易診断の使い方、航行区域の判定方法等について質問したい)	04
3.	<a href="#">安全設備について</a>	(補助対象となる安全設備について、具体的な製品等について質問したい)	05
	<a href="#">改良型救命いかだ等</a>		06
	<a href="#">業務用無線設備</a>		10
	<a href="#">非常用位置等発信装置</a>		12
4.	<a href="#">補助金額について</a>	(補助率・上限金額、補助対象となる費目等について質問したい)	14
5.	<a href="#">交付申請について</a>	(交付申請の方法、登録する内容、必要書類等について質問したい)	15
6.	<a href="#">実績報告について</a>	(実績報告の方法、納品が間に合わない場合の対処等について質問したい)	19
7.	<a href="#">精算払請求について</a>	(補助金請求の方法、振込時期等について質問したい)	22

# 1.補助事業について

NO	Q	A
1	令和4年度補正予算「小型旅客船等安全対策事業費補助金事業」とはどのような事業ですか。	令和4年4月23日に発生した知床遊覧船事故を受けて開催された知床遊覧船事故対策検討委員会において、①水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せず乗り移りが可能な改良型救命いかだ等、②海陸上との間で常時通信できる業務用無線設備（携帯電話を除く）、③海難発生時に救難信号及び自船位置情報を発信する非常用位置等発信装置といった安全設備の導入が必要とされました。「小型旅客船等安全対策事業費補助金」は、新たに設備の導入が必要となる事業者を対象に、小型旅客船等への安全設備の早期導入を図るため、改良型救命いかだ等、業務用無線設備及び非常用位置等発信装置の導入を補助するものです。
2	補助対象となる安全設備を教えてください。	改良型救命いかだ等、業務用無線設備及び非常用位置等発信装置の3つの安全設備が補助の対象となります。
3	補助事業のスケジュールを教えてください。	2023年4月26日より交付申請の受付を開始して、実績報告(支払い・納品証明書類の提出)の締切は2024年2月20日となります。事業終了は2024年3月31日を予定しています。
4	公募申請の締切はいつですか。	公募申請の締め切りは2024年1月31日を予定しています。予算がなくなり次第締め切る予定ですので、お早目の申請をお願いします。
5	本事業の予算額を教えてください。	およそ34億円です。
6	来年度も本事業は継続しますか。	来年度の予定はありません。お早目の申請をお願いします。
7	来年度以降、設置した安全設備の確認は行われますか。	補助金を使って設置した安全設備は、船舶検査等で設置有無の確認を行います。確認の結果、補助を受けた設備が設置されていない場合は補助金の返還を求めることがあります。
8	申請対象者を教えてください。	新たに安全設備の搭載が義務化される船舶の所有者が申請対象者となります。
9	補助対象船舶の条件を教えてください。	旅客定員13名以上の船舶（海上運送法の適用を受けない遊漁船を除く）又は旅客定員12名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける船舶が対象となります。
10	海上運送法の適用を受けている船舶は、遊漁船の登録を行っていても補助対象になりますか。	海上運送法上の適用を受けて航路事業を行っている船舶は、遊漁船の登録を行っていても補助対象になります。
11	海上運送法の適用を受けていない旅客定員13名以上の船舶は補助の対象になりますか。	遊漁船の登録していない船舶であれば補助の対象となります。遊漁船登録をしている場合は補助の対象とはなりません。
12	海上運送法の適用を受けている船舶とはどのような船舶ですか。	一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業の許可を受けている船舶又は、対外旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業の届出をしている船舶となります。

# 1.補助事業について

NO	Q	A
13	過去に発注/設置した安全設備も対象になりますか	2022年11月8日以降に発注された安全設備は補助対象になります。2022年11月7日より以前に発注された安全設備は補助対象とはなりません。
14	安全設備が実績報告締切日(2024年2月20日)までに納品されない場合でも補助対象になりますか。	納品が実績報告期限に間に合わない場合、発注と支払いの証拠書類を提出していたことで、本年度に補助金をお支払いします。ただし、製造番号及び納品写真の提出等に関しては、次年度以降の納品時に納品報告として提出していただきます。 <本年度> 登録情報：支出先/メーカー/品名・型番/金額/補助金額/納品予定日 提出書類：発注請書、領収書 <次年度> 登録情報：製造番号/納品日 提出書類：納品書、納品写真、取得財産等明細表 詳細は <a href="#">申請の流れ（年度内に納品されない場合）.pdf</a> を参照してください
15	安全設備はいつまでに設置すればよいですか。	旅客定員13名以上の旅客船（遊漁船除く）は2024年4月1日から、旅客定員12名以下の事業船及び遊漁船は2025年4月1日から義務化が適用され、経過措置として適用日から最初の定期検査(業務用無線設備の場合は最初の定期的検査)まで設置が猶予されます。
16	既に義務化になった安全設備はありますか。義務化になった安全設備の申請で注意することはありますか	航行区域が2時間限定沿海の許可船は法定無線設備から携帯電話が6月1日に除外され、業務用無線設備が義務化となりました。6月1日以降に発注した業務用無線設備は対象になりませんのでご注意ください。
17	義務化が適用される時期までに対象安全設備を設置出来ない場合はどうなりますか。	義務化が適用される時期までに対象安全設備が設置されていない場合は、航行区域に海上運送法の事業を行ってはならない旨の航行の制限が船舶検査証書に付されて航行できなくなります。例えば、航行区域が2時間限定沿海で、旅客定員が12名以下の船舶の場合、非常用位置等発信装置がない場合は、2時間限定沿海において海上運送法の事業を行ってはならない旨航行区域に制限が付されます。この場合、平水において海上運送法の事業を行うことや、2時間限定沿海における海上運送法の事業ではない運航（例：旅客を乗せない船の回送）を行うことは可能です。

# 1. 補助事業について

NO	Q	A
18	安全設備搭載の義務化についてはどの資料を見ればよいですか。	特設ホームページの <a href="#">義務化の方向性(改良型救命いかだ等).pdf</a> 、および <a href="#">義務化の方向性(法定無線設備、非常用位置等発信装置).pdf</a> をそれぞれご確認ください。
19	補助事業の概要はどの資料を見ればよいですか。	特設ホームページの「補助概要」のタブにある <a href="#">補助事業の概要pdf</a> を参照してください。
20	自分の所有する船舶が補助対象になるか確認したい場合はどの資料を見ればよいですか。	特設ホームページの「補助概要」のタブにある <a href="#">対象船舶pdf</a> を参照してください。
21	補助対象になる安全設備を確認したい場合はどの資料を見ればよいですか。	特設ホームページの「補助概要」のタブにある <a href="#">安全設備pdf</a> を参照してください。
22	所有する船舶の航行区域を確認する場合、どの資料を見ればよいですか。	特設ホームページの「補助概要」のタブにある <a href="#">航行区域判定ガイド pdf</a> を参照してください。
23	航行する水域の最低水温を確認する場合、どの資料を見ればよいですか。	特設ホームページの「補助概要」のタブにある <a href="#">全国水域MAP</a> を参照してください。
24	補助事業の手続き、申請方法はどの資料を見ればよいですか。	特設ホームページの「申請方法」のタブにある、 <a href="#">申請の流れ(年度内に納品される場合) pdf</a> 又は <a href="#">申請の流れ(年度内に納品されない場合) pdf</a> を参照してください。
25	説明会の動画はどこで閲覧できますか。	特設ホームページ上でご確認ください。 <a href="#">説明会動画(国交省)</a>
26	特設ホームページにおける許可船とは何ですか。	海上運送法に基づく一般旅客定期航路事業・特定旅客定期航路事業・旅客不定期航路事業の許可を受けている船舶となります。
27	特設ホームページにおける届出船とは何ですか。	海上運送法に基づく人の運送をする貨物定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業の届出を行っている船舶となります。
28	新造船を着工中ですが補助の対象になりますか。	詳細の確認が必要となりますので、事務局までお問い合わせください。
29	離島航路運営費等補助金との併用は可能ですか。	併用可能です。
30	コールセンター問い合わせ対応時間外の問い合わせ方法について教えてください。	特設サイト最下部お問い合わせにある、「メール」からと「マイページからのお問い合わせフォーム」から問い合わせることができます。(24時間受付) ・メール問い合わせ：info@marine-safe.jp 件名の冒頭に【問い合わせ】と記載し、本文にお名前、お電話番号、お問い合わせ内容を記載してください ・お問い合わせフォームへのアクセス方法 マイページのお問い合わせフォームへのアクセス方法は下記を参照ください。 <a href="https://marine-safe.jp/marine-safe/contact/index.html">https://marine-safe.jp/marine-safe/contact/index.html</a>

## 2.対象船舶について

NO	Q	A
31	安全設備が補助の対象になる条件を教えてください。	航行区域や船舶の仕様、航行する水域の最低水温等により対象となる安全設備が決まります。詳細は <a href="#">対象船舶.pdf</a> を参照ください。
32	補助対象簡易診断の使い方を教えてください。	特設サイトの補助対象簡易診断では、航行区域や航行する水域の最低水温、船舶の所定項目を入力していただくことで、所有される船舶の安全設備補助の可否、補助率、補助金額上限を確認することができます。 ※ <a href="#">補助対象簡易診断</a> <使用方法> 航行水域の最低水温と航行区域を確認していただき、手元に船舶検査証書を用意していただき、検査証書の該当項目の記載内容を確認して、当てはまる内容を選択した後に、簡易診断のボタンをクリックしてください。 改良型救命いかだ等 業務用無線設備、非常用位置等発信装置について、補助対象であるか否か・補助率・上限金額が表示されます。
33	航行区域はどのように確認すればよいですか。	船舶検査証書の「航行区域又は従業制限」欄の記載内容及びただし書きの内容を確認してください。詳しくは <a href="#">航行区域判別ガイド.pdf</a> を参照してください。
34	航行する水域の最低水温はどのように確認すればよいですか。	特設サイトの <a href="#">全国水域MAP</a> で航行する水域の水温を確認してください。
35	船舶を別の事業者から借りている場合でも申請すれば補助の対象となりますか。	新たに安全設備が義務化となる船舶であれば補助の対象となりますが、申請者は船舶の所有者となります。
36	安全設備を搭載済の船舶に、新たに安全設備を導入する場合は補助の対象となりますか。	新たに安全設備が義務化となる船舶であれば、既に設備を有する場合でも新たに設備を導入する場合は補助の対象となります。
37	所有する船舶が6月1日より携帯電話が法定無線設備から除外されているが、5月31日までに業務用無線設備を発注していれば補助の対象になりますか。	(航行区域が2時間限定沿海で許可船の場合)5月31日までに業務用無線設備を「発注」又は「購入」していただければ補助の対象となります。5月31日までに発注された場合は、領収書に加えて発注したことがわかる発注書の提出も必要になりますのでご注意ください。
38	平水を航行する旅客船又は平水を航行する12名以下の事業船の場合、携帯電話を法定設備とすることはできますか。	携帯電話がつながるエリア内のみを航行する場合は携帯電話も法定設備として認められます。ただし、携帯電話が繋がらないエリアを航行する場合は法定設備として認められません。

### 3.安全設備について

NO	Q	A
39	平水でしか事業を行っていないが、航行区域は2時間限定沿海となっている。設備を導入しない場合どうなりますか。	<p>【令和5年度中までの取扱い】 2時間限定沿海は業務用無線設備等の義務化の対象となっているので、設備を導入しない場合は、2時間限定沿海では海上運送法の事業を行ってはならない旨航行区域に制限が付されます。平水での事業には影響はありません。</p> <p>【令和6年度以降の取扱い】 事業の有無にかかわらず、2時間限定沿海の旅客船は「携帯電話以外の無線設備」又は「携帯電話以外の法定無線設備」が必要となります。</p> <p>2023.10.31更新</p>
40	補助対象となる安全設備を教えてください。	改良型救命いかだ等、業務用無線設備、非常用位置等発信装置が補助対象となります。
41	補助対象となる製品を教えてください。	法令に適合する安全設備が対象となります。具体的な製品の対象リストは、 <a href="#">改良型救命いかだ等対象リスト.pdf</a> 、 <a href="#">業務用無線設備対象リスト.pdf</a> 、 <a href="#">非常用位置等発信装置対象リスト.pdf</a> を参照してください。
42	中古品やリース品は補助の対象となりますか。	新規購入が対象となります。中古品、リース品は補助の対象にはなりません。
43	安全設備対象リストにない製品を購入したいのですが、補助の対象になりますか。	補助の対象か確認しますので、メーカー・品名・型番等をお知らせください。
44	すでに安全設備を購入していますが補助対象になりますか。	購入された時期により補助の対象/対象外が決まります。2022年11月8日以降に購入されていれば補助の対象になりますが、2022年11月7日以前に購入された方は補助の対象になりません。

### 3.安全設備について 改良型救命いかだ等

NO	Q	A
45	改良型救命いかだ等の義務化の方向性について、どこで確認できますか。	特設ホームページの <a href="#">義務化の方向性(改良型救命いかだ等).pdf</a> をご確認ください。
46	所有する船舶は改良型救命いかだ等の補助対象になりますか。	航行区域と航行する水域の最低水温により決定します。 原則として、航行区域が2時間限定沿海以遠の場合は、航行する水域の最低水温が20度未満の場合に、航行区域が平水の場合は、航行する水域の最低水温が10度未満の場合に改良型救命いかだ等の搭載を義務付ける方向となっています。 義務化の方向性については <a href="#">義務化の方向性(改良型救命いかだ等).pdf</a> を、補助対象となるかどうかについては <a href="#">補助対象簡易診断</a> をご確認ください。
47	改良型救命いかだ等の対象製品を教えてください。	特設ホームページの <a href="#">改良型救命いかだ等対象リスト.pdf</a> をご確認ください。
48	改良型救命いかだと内部収容型改良型救命浮器の違いは何ですか。	改良型救命いかだは、天幕（屋根）がありますが改良型内部収容型救命浮器は天幕がありません。改良型救命いかだについては、5トン以上の旅客定員13名以上の船には限定救命艇手の選任が必要となります。
49	改良型救命いかだ1つにつき1名必要とされる限定救命艇手とは何ですか。	限定救命艇手は以下の4つの条件を満たした方が対象となります。①18歳以上②健康証明書を所持している③船舶に6ヶ月以上乗り組んだ者④限定救命艇手講習を修了した者
50	限定救命艇手の資格はどのように取得できるか	限定救命艇手講習を受講し、その他必要な条件（年齢18歳以上、健康証明書の保有、船舶に6ヶ月以上乗り組んだ者）を満たすことで取得可能となります。 地方運輸局等への限定救命艇手資格認定申請書の提出が必要ですので、詳細は以下をご確認ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/onestop/077/images/077-026.pdf">https://www.mlit.go.jp/onestop/077/images/077-026.pdf</a>
51	旅客定員12名以下の船舶の場合や総トン数が5トン未満の船舶の場合、限定救命艇手は必要ですか。	旅客定員12名以下の船舶の場合や総トン数が5トン未満の船舶の場合、限定救命艇手の選任義務はかかりません。
52	改良型救命いかだ等のうち、どのいかだを搭載すればよいですか。	最大搭載人数以上の改良型救命いかだ等を搭載してください。また、乗り込み高さに対応した製品を選択してください。更に、改良型救命いかだ等の大きさを踏まえて設置可能なものを選んでください。
53	バッグ式の改良型救命いかだを設置するための条件はありますか。	①5トン未満又は12m未満であって旅客定員12人以下の船舶 ②現存船にあって、船舶の構造上、「固定式」の改良型救命いかだ等の設置が困難な船舶に限ります。
54	上記の条件を満たさないが、バッグ式改良型救命いかだを申請できますか。	条件を満たさない場合は、バッグ式改良型救命いかだを申請できません。

### 3.安全設備について 改良型救命いかだ等

NO	Q	A
55	現在の最大搭載人数が13名ですが、旅客定員を減らし、8名用バッグ式救命いかだにより運航することは可能ですか。	旅客定員を減らし、最大搭載人員が8名以下となる場合は、8名用バッグ式救命いかだ1艇のみを搭載すれば運航可能です。
56	現在の最大搭載人員を変える場合、補助上限額はどうなりますか。また、どのような手続きを行えばよいですか。	補助金の申請時に提出された船舶検査証書上での最大搭載人員に応じて補助上限額が決定されます。 最大搭載人員を変える場合、定期検査時に申し出るか、臨時検査を受検してください。
57	既に旧式救命いかだを設置していて、乗込装置のみを追加する場合、乗込装置は補助対象になりますか。	船が補助対象である場合、乗込装置単体の本体費用も補助の対象となります。
58	改良型救命いかだ等を設置しない場合はどうなりますか。	義務化が適用される時期までに対象安全設備が設置されていない場合は、改良型救命いかだ等が求められる航行区域・時期において海上運送法の事業を行ってはならない旨等の航行の制限が船舶検査証書に付されて、当該航行ができなくなります。
59	播磨灘・備後瀬戸は、一部の時期で最低水温10℃未満となりますが、改良型救命いかだ等の搭載は必要でしょうか。	播磨灘・備後瀬戸のうち、平水区域を航行する船舶については、最低水温10℃未満の時期であっても改良型救命いかだ等の搭載義務は対象外としています。(平水ではない海域については改良型救命いかだ等の搭載義務の対象となります。)
60	改良型救命いかだ等が求められる航行区域であっても改良型救命いかだ等を搭載せずに運航できる場合はありますか。	改良型救命いかだ等の設置には下記5つの特例措置があります。※③④⑤は最低水温が15℃以上20℃未満に限ります。 ①基準水温を下回る時期に運航しない場合 ②伴走船を伴う場合 ③水密の甲板を有する船舶の場合(大型船他) ④母港から5海里以内を航行区域とする場合 ⑤30分以内に救助開始可能な救助船を配備している場合 詳しくは、 <a href="#">改良型救命いかだ等特例措置についてpdf</a> を参照してください
61	伴走船に旅客を乗せて運航することは認められますか。	認められません。
62	同時に運航する複数の営業船舶に対して1隻の伴走船でもよいですか。	いいえ。同時に運航する複数の営業船舶それぞれについて伴走船が必要です。
63	伴走船については、海上運送法の航路事業の許可や届出は必要ですか。	必要です。
64	救助船に旅客を乗せて運航することは認められるか	認められません。
65	同時に運航する複数の営業船舶に対して1隻の救助船でもよいですか。	いいえ。同時に運航する複数の営業船舶それぞれについて救助船が必要です。



### 3.安全設備について 改良型救命いかだ等

NO	Q	A
66	救助船については、海上運送法の航路事業の許可や届出は必要ですか。	不要です。
67	初めて改良型救命いかだ等を設置する際に、どのような費用がかかりますか。	初期費として、いかだ本体費用といかだ設置に伴う復原性計算費用、設置費用などがかります。
68	改良型救命いかだ等の維持費はどの程度がかかりますか。	いかだメーカーや整備事業者にお問い合わせください。
69	復原性計算とは何ですか。	船舶復原性規則等において求められる基準に適合することを確認するために必要となる計算及びそのために必要な復原性計算資料作成等を含みます。
70	改良型救命いかだ等の補助の対象となる具体的な製品を教えてください。	詳細は <a href="#">改良型救命いかだ等対象リスト.pdf</a> を参照してください。
71	改良型救命いかだ等の納期はどれくらいかかりますか？	いかだメーカーによる製造や積付けに数ヶ月かかる場合もあると聞いています。詳しくは、購入先にお問い合わせください。
72	改良型救命いかだ等の製造番号はどこに記載されていますか。	いかだ等の本体や容器に記載されています。
73	乗り込み高さとは何ですか。どうすれば乗り込み高さがわかりますか。	水面から救命いかだ等に乗り込む位置までの高さです。復原性計算書等により確認することができます。
74	改良型救命いかだ等を早期に導入したいが、早期の納入を希望することは可能ですか。	改良型救命いかだ等の購入先に相談してください。なお、現在搭載している救命浮器に代えて改良型救命いかだ等を積付けて運航を行う場合は、船舶検査（定期検査や中間検査以外の時期に改良型救命いかだ等を積み付ける場合は臨時検査）を受ける必要があります。
75	改良型救命いかだ等について購入しようとしたところ、船舶検査証書の写しの提出を求められました。船舶検査証書の写しの提出は必須ですか。	補助金の適切な執行を担保するため、改良型救命いかだ等の受注状況との照合等のために使用します。船舶検査証書の写しの提出についてご協力をお願いします。

### 3.安全設備について 改良型救命いかだ等

NO	Q	A
76	いかだを販売する船具屋です。改良型救命いかだ等の販売に当たってどういった点に注意すればよいですか。	以下についてご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶所有者から改良型救命いかだ等の購入について相談を受けた場合は、船舶検査証書の写しを船舶所有者から受け取り、船舶検査証書の写しとともにいかだメーカーに相談ください。いかだメーカーと納期について調整してください。</li> <li>船舶所有者への補助金の交付に際して、いかだメーカーが発行する改良型救命いかだ等予約票が必要となります。船舶所有者と購入契約を結んだ後、速やかにいかだメーカーとの購入契約を結び、支払いを行ってください。その後、納入元からこの書面を受け取り、船舶所有者に交付してください。</li> </ul>
77	固定式とバッグ式の違いは何ですか。どのように使用するのですか。	固定式（コンテナに収納され、架台に取り付けられているもの）は離脱装置を作動させることにより海面に投下し、索を引いて展開させます（又は自動で展開します）。また、船が沈没した場合には自動浮揚し、展開します。 バッグ式（コンテナではなくバッグに収納されているもの）は海に投げ入れることにより海面に投下し、索を引いて展開させます。船が沈没した場合でもバッグ式は自動浮揚しません。
78	膨張式ではない改良型救命いかだ等がありますか	現状ではありません。
79	改良型救命いかだ等を導入する場合、救命胴衣は引き続き必要ですか。	救命胴衣は引き続き必要です。
80	乗込装置としては、何が認められますか。	シューター、進水装置、膨張式スライダー、スライダーが認められます。はしごは認められません。ただし、現存船で救命いかだ等（旧基準に基づいたもの）を搭載している場合に必要となる乗込装置には乗込はしごも含まれます。
81	改良型救命いかだ等を導入する場合、救命浮器は引き続き必要ですか。	最大搭載人員分の改良型救命いかだ等を搭載する場合は不要です。
82	改良型救命いかだ等を選ぶにあたってどのような要素を考慮すればよいですか。	乗り込み高さ（水面から乗り込み場所までの高さ）、最大搭載人員、限定救命艇手の選任義務への対応可否、改良型救命いかだ等の設置場所等を踏まえてご検討ください。
83	どの改良型救命いかだ等を購入すればよいかわかりません。どこに相談すればよいですか。	建造時の造船所または設計会社等にご相談ください。
84	復原性計算はどの程度の費用がかかりますか。	事業者により異なりますので、各社へお問い合わせください。
85	復原性計算は自分で行ってもよいですか。	問題ありません。
86	取り付けには具体的にどのような工事が発生し、どの程度の費用がかかりますか。	コンテナ収納の固定式を取り付ける場合、架台の溶接等が発生します。詳しくは造船所等へお問い合わせください。

### 3.安全設備について 業務用無線設備

NO	Q	A
87	所有する船舶は業務用無線設備の補助対象になりますか。	業務用無線設備の補助対象の判定は、航行区域と船舶の総トン数、旅客定員、船舶の長さなどで決まります。特設サイトの <a href="#">補助対象簡易診断</a> で航行区域を及び補助対象の内容を確認してください。
88	業務用無線設備について、補助の対象となる具体的な製品を教えてください。	VHF無線電話/MF無線電話等の総務省の技術基準適合証明等を受けた製品となります。詳細は <a href="#">業務用無線設備対象リスト.pdf</a> をご確認ください。
89	対象リストにない業務用無線設備を購入予定の場合はどうすればよいですか。	対象リストにない製品を購入予定の場合は事前に事務局までお問い合わせください。
90	対象リストには、現在販売されていない製品も入っていますか。	今まで法定無線設備として承認された全ての製品が記載されています。現在販売されていない製品も入っていますので、詳しくはメーカーや販売店ににお問い合わせください。
91	業務用無線設備は国際VHFの5Wのものでもよいですか。	国際VHFの5Wのもの（ハンディータイプ）も補助対象となります。
92	業務用無線設備（国際VHF）のアンテナは補助対象となりますか。	アンテナも補助対象となります。
93	業務用無線設備のアンテナのみを購入した場合、補助対象となりますか。	業務用無線設備を既に使用している場合は、アンテナのみを購入する場合も補助対象となります。この場合、実績報告時にアンテナについて製品番号を登録いただき、事業完了後も船舶に積み付けることが必要です（船舶検査時に確認を行います）
94	業務用無線設備のアンテナを購入する場合、補助上限額はどのようになりますか。	業務用無線設備とアンテナの両方を購入する場合、アンテナのみを購入する場合のいずれの場合も、補助上限額は船舶1隻あたり小型船8万円、大型船6万円となります。
95	業務用無線設備の利用にあたり許認可が必要ですか。	業務用無線設備利用にあたっては、無線局開局の許可が必要なため、総務省への免許申請をしていただく必要があります。また、無線設備の操作を行うためには、海上特殊無線技師等の資格が必要です。無線設備の届出などに関しては以下の総務省の「電波利用ホームページ」をご確認ください。 <a href="https://www.tele.soumu.go.jp/j/equ/index.htm">https://www.tele.soumu.go.jp/j/equ/index.htm</a>
96	N-STAR電話、インマルサット衛星電話、衛星携帯電話も法定無線設備ですが、補助対象となりますか。	衛星電話（N-STAR電話、インマルサット衛星電話、衛星携帯電話など）も法定無線設備とすることはできますが、補助対象ではありません。補助の対象となるのは、業務用無線設備（VHF無線電話、MF無線電話など）のみとなります。
97	なぜ衛星電話は補助対象外なのですか	業務用無線設備は、陸上と連絡が取れることに加えて海上の複数の船舶との同時連絡が可能であり、安全上、より望ましい設備であるものの、無線局の免許が必要となること、無線従事者資格が必要となること、など、衛星電話よりも導入に当たってのハードルが高いことを踏まえて、業務用無線設備のみを補助対象としています。

### 3.安全設備について 業務用無線設備

NO	Q	A
98	業務用無線設備の積み付けの際に、本体以外にも費用がかかりませんか。	専用アンテナの設置や電源工事等の費用がかかります。
99	業務用無線設備の納期はどれくらいかかりますか。	購入先に確認してください。
100	業務用無線設備の製造番号はどこに記載されていますか。	各製造会社ごとに記載場所が異なりますので、購入先に確認してください。

### 3.安全設備について 非常用位置等発信装置

NO	Q	A
101	所有する船舶は非常用位置等発信装置の補助対象になりますか。	非常用位置等発信装置の補助対象の判定は、航行区域と船舶の総トン数、旅客定員、船舶の長さなどで決まります。特設サイトの「補助対象簡易診断」で確認してください。
102	非常用位置等発信装置について、補助の対象となる具体的な製品を教えてください。	簡易型AIS(Class B)、AIS (Class A AIS)、EPIRBが補助の対象となり、簡易型AISは、総務省の技術基準適合証明等を受けた製品が補助の対象に、Class A AISとEPIRBは型式承認を受けた製品が補助の対象となります。詳細は、特設ホームページの <a href="#">安全設備.pdf</a> を参照ください。
103	対象リストにない非常用位置等発信装置を設置予定の場合はどうすればよいですか。	対象リストにない製品を購入予定の場合は事前に事務局までお問い合わせください。
104	AISを購入する場合、AISの送受信機以外の製品（以下、「付属品」という。）は補助対象になりますか。	VHFアンテナ、GPSアンテナ、AISの情報を表示する製品が補助対象となります。
105	AISの付属品のみを購入した場合、補助対象となりますか。	AISを既に使用している場合は、付属品のみを購入する場合も補助対象となります。この場合、実績報告時に付属品について製品番号を登録いただき、事業完了後も船舶に積み付けることが必要です（船舶検査時に確認を行います）。
106	AISの付属品を購入する場合、補助上限額はどのようになりますか。	AISと付属品の両方を購入する場合、AISの付属品のみを購入する場合のいずれの場合も、補助上限額は船舶1隻あたり小型船38万円、大型船28.5万円となります。
107	現在、新型EPIRBは購入できますか。	日本無線株式会社及び古野電気株式会社から販売されています。
108	EPIRBは、自動離脱装置付きEPIRBと手動ブラケット付きEPIRBのどちらが補助対象となりますか。	自動離脱装置付きEPIRBは補助対象となりますが、手動ブラケット付きEPIRBは補助対象とはなりません。非常用位置等発信装置においては位置情報を自動で発信可能であることを求める方向であることから、自動で発信ができない手動ブラケットの場合は義務化に対応できず、補助対象にもなりません。
109	現在、旧型のEPIRBレーダートランスポンダを積み付けています。この設備を新型EPIRBに積み替えないといけないのですか。	現在の船舶で旧型EPIRBレーダートランスポンダを積み付けている場合、引き続き当該設備の搭載を認めます。ただし、当該設備に関する船舶局の免許状が交付されている場合に限りです。また、当該設備を積み替える場合は、AISまたは新型EPIRBとする必要があります。

### 3.安全設備について 非常用位置等発信装置

NO	Q	A
110	非常用位置等発信装置の納期はどれくらいかかりますか。	購入先に確認してください。
111	非常用位置等発信装置の利用にあたり届出や申請は必要ですか。	非常用位置等発信装置の利用にあたっては、無線局開局の許可が必要なため、総務省への免許申請をしていただく必要があります。詳細は購入の際に確認してください。
112	新型EPIRBの製造番号はどこに記載されていますか	製造会社ごとに記載場所が異なりますので、購入先に確認してください。
113	簡易AIS(classB)の製造番号はどこに記載されますか。	製造会社ごとに記載場所が異なりますので、購入先に確認してください。
114	AIS(classA) の製造番号はどこに記載されていますか。	製造会社ごとに記載場所が異なりますので、購入先に確認してください。

## 4.補助金額について

NO	Q	A
115	補助率又は上限金額を教えてください。	安全設備毎の補助率、上限金額は下記の通りとなります。 改良型救命いかだは、小型船・大型船ともに補助率は2/3、上限額は定員数による変動します。 業務用無線設備は、小型船は補助率2/3で上限額は8万円です。大型船は補助率1/2で上限額は6万円です。 非常用位置等発信装置は小型船は補助率2/3で上限額は38万円、大型船は補助率1/2で上限額は28.5万円です。 詳細は <a href="#">補助事業の概要.pdf</a> を参照してください。
116	補助の対象となる費用項目を教えてください。	設備本体価格（アンテナなどを含む）が対象となり、設置や維持管理などの費用は含まれません。
117	設置費用は補助の対象になりますか。	補助の対象になりません。発注の際には、明細などで設備本体とその他費用がわかるようにしてください。
118	業務用無線設備の免許申請費用は補助の対象になりますか。	補助対象とはなりません。
119	無線従事者の資格（海上特殊無線技士など）の取得費用は補助対象となりますか。	補助対象とはなりません。
120	海岸局の設置にかかる費用は補助対象となりますか。	補助対象とはなりません。

## 5.交付申請について

NO	Q	A
121	本事業の申請方法について教えてください。	特設サイトの「補助事業に申請する」の「はじめての方はこちら」をクリックいただき、申請システムにアクセスして、メールアドレス等を登録してください。登録が完了すると、システム上にマイページができますので、そこから事業者と船舶の登録を行ったうえで安全設備を申請してください。詳しくは <a href="#">システム操作マニュアル(交付申請).pdf</a> を参照してください。
122	書類を提出する方法を教えてください。	提出する書類の画像ファイルを作成してシステムに格納してください。 ①パソコンで作成した書類をpdfファイルで保存して提出するフォルダに格納する。 ②書類を複合機などでスキャンしてpdfファイルを提出するフォルダに格納する。 ③書類をスマホやデジタルカメラで撮影して画像ファイルを提出する。
123	申請の際にどの様式を使用すればよいですか。	本補助事業では必要事項をシステムに直接登録していただく方法で申請を行いますので、申請者が申請の際に使用する3つの様式、様式第1 交付申請書、様式第7 補助対象事業実績報告書、様式第9 精算払請求書は使用していただく必要はありません。 また、同様に、事務局から申請者に結果等を通知する、様式第2 交付決定通知書、様式第8 額の確定についてもシステムを使用するので様式は使用しません。 ただし、システムで連携された申請と通知の内容を記録するために、その内容を記載した書類（PDF）をシステム上で作成しますので、交付決定通知後には確認いただくことができます。（PDFで作成するのでダウンロードも可能です） 実際に申請者に使用していただく様式はワード形式で添付している以下の様式となり、実績報告（確定検査）で様式第12 取得財産等明細表を使用していただきます。 ・様式第3 交付申請取下書 ・様式第4 補助対象事業計画変更承認申請書 ・様式第5 補助対象事業事故報告書 ・様式第6 補助対象事業実施状況報告書 ・様式第11 取得財産等管理台帳 ・様式第12 取得財産等明細表 ・様式第13 財産処分承認申請書 ワード形式の様式の詳しい記入方法については、個別にお問い合わせください。
124	申請内容を変更したい場合(安全設備を変更するなど) どうしたらよいですか。	交付決定が行われる前であれば、マイページ上で変更が可能です。 交付決定が行われた後に変更する場合は、様式4計画変更承認申請書に必要事項を記載してマイページ経由で提出していただく必要があります。詳細は事務局までお問い合わせください。



## 5. 交付申請について

NO	Q	A
125	交付申請の方法を教えてください。	申請システムマイページの交付申請をクリックして、申請者と船舶を登録していただき安全設備を申請していただきます。
126	交付申請の際に登録する内容を教えてください	申請者と船舶の下記情報を登録していただきます <申請者情報> 法人名/法人番号※法人のみ 代表者名/住所/代表電話番号 など <船舶情報> 船舶名/検査済票番号/航行区域/トン数/長さ/旅客人数/定員数 など
127	交付申請の際に提出が必要な書類を教えてください。	<p>申請者と船舶の下記証明書類の提出が必要となります。書類はスキャナがない場合でも、写真を撮影して提出することも可能です。</p> <p>&lt;申請者&gt;            法人 履歴事項全部証明書            個人 本人確認書(免許証、小型船舶操縦免許証など)            外国籍の方(在留カード)</p> <p>&lt;船舶&gt;            船舶検査証            航路事業認可証又は届出書            航路事業の申請/届出の際に提出した使用船舶明細書            傭船契約書※船舶所有者と航路事業申請者が異なる場合のみ提出。ただし船舶検査証の船舶所有者欄に記載された船舶借入人が航路事業申請者と同じ場合は除きます。            航路図※航行区域が平水の場合に限る</p> <p>詳細は下記本年度内に納品されない場合の申請方法.pdfを参照してください。            ※提出書類について<a href="#">申請の流れ(年度内に納品されない場合).pdf</a></p>
128	申請者情報の担当者は、弊社の従業員であれば誰でも問題ないですか。	申請者との関係がわかれば、役職や雇用形態は特に問いません。
129	担当者電話番号は携帯電話でもよいですか。	連絡の取れる番号であれば、携帯電話でも差し支えありません。
130	担当者メールアドレスは会社のドメインのアドレスでなくてもよいですか。	連絡の取れるメールアドレスであれば、会社のドメイン以外のアドレスでも差し支えありません。
131	登録するメールアドレスがない場合は申請を代行する知人のアドレスでよいですか。	基本的には事業者様自身のメールアドレス入力をお願いしておりますが、メールアドレスをお持ちでない場合には、別の方のアドレスでも差し支えはありません。事務局より連絡メールが届くことがありますので、届いたメールはすべて情報共有してもらうよう、メールアドレスの所有者に依頼するようお願いいたします。

## 5.交付申請について

NO	Q	A
132	航路事業の許可書又は届出書の「頭紙」とは具体的にどのような書類ですか。	航路事業の申請又は届出の際に提出した書類で、航路事業許可申請の場合は、全国の運輸局で認可された全国運輸局長の押印がある許可書を提出してください。 航路事業届出の場合は、届出書の1枚目書類で、住所及び氏名、開始しようとする事業の概要、事業開始の年月日などが明記された書類で全国の運輸局の収受印が押された書面を提出してください。
133	使用船舶明細書とはどのような書類ですか。	航路事業の許可申請又は届出の際に提出する、使用する船舶の船名、船舶の種類、船質、進水年月、船舶所有者、総トン数、貨物積載容積、自動車航走に係る自動車積載面積、旅客定員、主機の種類、連続最大出力、航海速力等を明記していただきます。所定の様式は下記を参照してください。 <a href="https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/kaiji/kaijishinsei.html">https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/kaiji/kaijishinsei.html</a>
134	航路事業の許可書又と使用船舶明細書を保管していない(紛失した)場合の提出書類を教えてください。	管轄の運輸局から押印をもらった「証明願」を事務局に提出していただきます。詳細は事務局までお問い合わせください。
135	航路事業の届出書の頭紙と使用船舶明細書の控えを保管していない(紛失した)場合の提出書類を教えてください。	管轄の運輸局から押印をもらった「証明願」を事務局に提出していただきます。詳細は事務局までお問い合わせください。
136	航路事業の事業継承変更の届出をしているが控えを保管していない(紛失した)場合の提出書類を教えてください。	管轄の運輸局から押印をもらった「証明願」を事務局に提出していただきます。詳細は事務局までお問い合わせください。
137	毎年、決まった時期に開始～廃止の届出を行っているが、補助金申請の期間が、届出の実施期間ではない場合はどうすればよいですか。	最新(直近)の届出書を提出してください。
138	消費税が免税の場合どのように申請すればよいですか。	事業者登録の際に、免税事業者欄にチェックを入れて、免税事業者であることを証明する書類を提出してください。
139	免税事業者であることを証明する提出書類を教えてください。	基準期間(令和3年度)の課税売上げが1000万以下であることが記載されている書類が必要です。法人の場合は、令和3年度の法人事業概況説明書を提出してください。個人の場合は、令和3年度の確定申告で青色申告された方は、確定申告頭紙と青色申告決算書を提出してください。白色申告をされた方は、確定申告頭紙と収支内訳書を提出してください。
140	免税事業者として登録した場合に補助金の交付金額はかわりますか。	消費税免税事業者の場合は、消費税込みの金額が補助申請経費となります。

NO	Q	A
141	事業者情報、船舶情報に誤った情報を入力してしまった場合、どうすればよいですか。	事業者情報の修正は、交付申請画面の申請者の「修正ボタン」をクリックしてください。事業者情報修正画面が表示されますので、情報を修正してください。船舶情報の修正は、交付申請画面の船舶一覧から修正したい船舶名の「修正」をクリックしてください。船舶修正画面が表示されますので、情報を修正してください。

## 6.実績報告について

NO	Q	A
142	本年度中に安全設備が納品される場合の実績報告の申請方法を教えてください。	設置した安全設備の下記情報を登録して必要書類を提出いただけます。 <登録情報> 支出先/メーカー/品名・型番/製造番号/金額/補助金額/納品日 <必要書類> 領収書、納品写真、取得財産等明細表
143	実績報告の締切はいつですか。	実績報告(領収書と納品写真の提出)の締切は2024年2月20日までとなります。なるべく早めの提出をお願いします。
144	実績報告の際に提出が必要な書類を教えてください。	実績報告の際には、領収書の画像と納品写真を提出していただけます。
145	領収書に記載が必要な項目を教えてください。	領収書には、購入した設備の名称・型番、購入金額、購入日・購入者・販売者が記載されていることが必要です。
146	クレジット決済、ポイント支払いで購入してもよいですか。	クレジットカード支払い、ポイント支払い等も対象として認められます。
147	領収書を失ってしまった場合どうすればよいですか。	販売店等に依頼して再発行した領収書を提出してください。領収書には、購入した設備の名称・型番、購入金額、購入日・購入者・販売者が記載されていることが必要です。
148	実績報告時に提出しなければならない納品写真はどのようなものか教えてください。	指定した安全装置が補助対象の船舶に設置されたことを確認するため、実績報告時に下記3枚の写真を提出してください。 ①船舶の船名がわかる船舶の全景写真。 ②安全設備が船舶に設置されていることがわかる安全設備の全景写真。 ③安全設備の製造番号がわかる安全設備拡大写真。※非常用位置発信装置のAISなどは設置すると製造番号が見えなくなってしまう場合があるので、設置前に製造設備番号の写真を撮影してください。
149	小型船舶において船名が船に書かれていない場合は、どの写真を撮影したらよいですか。	船舶に貼ってある船舶検査済番号のプレートが入った全景写真を撮影してください。 2023.10.19追加
150	送付する写真のサイズに制限はありますか。	1枚当たり3MB以下のサイズで送付してください。
151	店頭で購入した場合納品日はいつになりますか。	購入した日付を納品日としてください。
152	購入証明として報告する製造番号とは何ですか。	製造番号は、出荷される製品に付けられる番号です。各製品ごとに固有の番号が割り当てられており、メーカー側で所有者を管理する際や商品の偽装・偽造を防止する目的で使用されるほか、事故などの問題が発生したときにこの番号が参照される場合もあります。

## 6.実績報告について

NO	Q	A
153	製造番号を登録しないとどうなりますか。	既に納品されている場合で製造番号が確認できない場合は不備として補助金は支給されません。
154	製造番号は安全設備のどこに記載されていますか。	各製造会社ごと、安全設備ごとに記載場所が異なりますので、事前に製造会社に確認してください。
155	補助事業名ラベルとは何ですか。	<p>補助事業名と安全設備名を明記したラベルで、事業者様自身で作成し、対象設備に貼付していただくことを想定しています。手書きでもかまいませんので以下の文言を記載したシールや紙を安全設備に張り付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省 令和4年度補正予算小型旅客船等安全対策事業費補助事業 業務用無線設備</li> <li>・国土交通省 令和4年度補正予算小型旅客船等安全対策事業費補助事業 非常用位置等発信装置</li> </ul>
156	現地で設置確認などは行いますか。	現地確認が必要と思われる場合は現地確認を行います。
157	取得財産等管理台帳及び取得財産等明細表はどのように記載すればよいですか。	<p>前提として、様式11「取得財産等管理台帳」はご自身で管理いただき、様式12「取得財産等明細表」は事務局へ提出していただくものとなります。これら2つの様式に記載いただく内容としては同一となりますのでご認識置きください。</p> <p>その上で、本事業で購入したすべての設備を記載して提出してください。記載する内容としては下記となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産名の区分は、(ア)業務用無線設備、(イ)非常用位置等発信装置、(ウ)改良型救命いかだ等のいずれかを記入してください。</li> <li>・規格/型番は購入した製品の型番を記入してください。</li> <li>・数量は、同一規格等であれば一括して記載し、単価が異なる場合は分割して記載してください。</li> <li>・取得年月日には検収年月日(又は納品日)を記載してください。</li> <li>・処分制限期間は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の設備についてのみ記載ください。※業務用無線設備、非常用位置等発信装置の処分制限期間は10年間、改良型救命いかだ等は5年間になります。</li> <li>・保管場所には設置した船舶名を記載してください。</li> <li>・備考欄に、船舶の検査済票番号と購入した製品の製造番号を記載ください。</li> </ul>
158	50万円以上の場合、どのような手続きが必要となりますか。	50万円以上の安全設備の場合、処分制限期間内に廃船などで処分する際には、事務局への届出と承認が必要になります。資産価値が残っている場合は該当する金額の返還を求めることになります。

## 6.実績報告について

NO	Q	A
159	AISの送受信機とディスプレイを購入し、合計55万円でした。この場合、単価50万円以上に該当しますか。	50万円は税抜金額なので、該当します。
160	本年度(2024年2月20日まで)に安全設備が納品されない場合の実績報告の申請方法を教えてください。	納品が実績報告の期限に間に合わない場合は、発注と支払いの証拠書類を提出していただくことで本年度中に補助金を支給し、製造番号、納品日の報告及び納品写真の提出に関しては、来年以降の納品時に提出していただけます。 <本年度> 登録情報：支出先/メーカー/品名・型番/金額/補助金額/納品予定日 提出書類：発注請書、領収書 <次年度> 登録情報：製造番号/納品日 提出書類：納品書、納品写真、取得財産等明細表  詳細は <a href="#">申請の流れ（年度内に納品されない場合）.pdf</a> を参照してください。
161	2月20日までに納品がされない場合、必要な提出書類を教えてください。	2月20日までに納品されない場合、本年度は、実績報告時に発注請書と領収書を提出していただき、次年度に製造番号や納品写真等を提出していただくこととなります。詳細は <a href="#">申請の流れ（年度内に納品されない場合）.pdf</a> を参照してください。
162	発注請書に記載される必要がある項目を教えてください。	発注請書には、発注した設備の名称・型番、発注金額、発注請書作成日、発注者、受注者、納品予定日、納品場所、支払条件(発注時に全額前払い)の記載が必要です。
163	納品が来年度になった場合は、製造番号や納品写真は提出しなくても良いですか。	来年度の安全設備の納品タイミングで、製造番号と納品写真を補助金事務局まで提出していただけます。

NO	Q	A
164	実績報告で確定した補助金の請求はどのようにすればよいですか。	請求金額は実績報告に基づいて自動的に計算されます。請求の際には、マイページの「精算払請求」から、振込口座を登録して口座証明資料を提出していただきます。なお、振込口座の名義は、法人の場合は団体又は代表者、個人の場合は本人のみとなります。
165	振込口座登録の際に提出する口座証明資料とは何ですか。	口座情報が記載されている、銀行通帳の見開きページの写し又はインターネット銀行のお客様口座情報の写し等となります。
166	補助金が振り込まれるタイミングを教えてください。	2023年11月以降、精算払請求後1か月以内を予定しています。
167	振り込まれる時に連絡はありますか。	マイページに「振込予定日」と「振込完了日」を表示します。